

1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場において状況を確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

①避難確保計画作成状況 **令和7年3月31日時点** ※（ ）は、令和6年3月31日時点

市町名	地域防災計画への位置づけ	対象施設数	避難確保計画作成状況	避難訓練実施状況
彦根市	令和2年9月	262(263)	225(175) 85.9%	114(132)
愛荘町	平成30年4月	37(38)	29(26) 78.4%	18(22)
豊郷町	令和2年3月	5(5)	5(5) 100%	0(0)
甲良町	令和3年3月	19(19)	18(18) 94.7%	1(1)
多賀町	平成30年3月	5(5)	5(5) 100%	0(0)

・市町が各施設への支援等を実施している内容

- 【彦根市】
- ・令和6年9月～順次 施設への勧奨通知発出
 - ・令和6年9月 彦根市包括支援センターきらら主催の研修会にて周知
 - ・令和7年2月 避難確保計画未作成の施設を対象とした説明会開催
出欠報告を兼ねたアンケートの実施
 - ・令和7年2月 説明会欠席者へのヒアリング・計画作成等の依頼
 - ・令和7年3月 施設へのリーフレット・チラシ送付
 - ・随時 計画作成等に係る個別対応

②避難確保計画の作成支援

・災害救助市町担当者会議における情報提供

日時:令和6年7月25日(木)
開催方法:WEB会議形式
参加者:各市町防災・福祉部局担当者

内容:
1. 災害救助法の概要
2. 備蓄物資・災害時応援協定
3. 個別避難計画
4. 福祉避難所
5. DWAT
6. 避難確保計画および避難訓練の実施
7. 災害ケースマネジメント

SHIGA PREFECTURE RIVER BASIN POLICY BUREAU

避難確保計画および避難訓練について

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です

全国で水害が頻発、激甚化・・・

高齢者福祉施設において、9名の方が亡くなられるなど逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生

提供:国土交通省関東地方整備局

提供:毎日新聞

平成27年9月 関東・東北豪雨災害 平成28年8月台風第10号等災害

こういった水害を背景に・・・平成29年6月水防法、土砂災害防止法改正

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化される

国の動向や避難確保計画の作成状況、実施している取組などについて、防災・福祉部局の担当者が参加する会議にて共有

1

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

・県庁内関係部局の連絡調整会議

日時:令和6年12月2日(月)
場所:危機管理センター
参加者:県防災部局、福祉部局、教育関連部局、流域政策局
内容:避難確保計画の作成状況等を共有。各市町や施設への支援、庁内関係部局間の連携について検討。
⇒県所管施設の追加や廃止等の状況を確実に地域防災計画へ反映していただけるよう、県所管施設のリストを作成し、情報提供することとした。
(令和7年2月10日 県防災危機管理局より、各市町の危機管理部局宛て通知発出)

・市町地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の調査

日時:令和6年10月25日(金)
内容:近年、全国各地で、水害による要配慮者の被災が深刻化している状況や、協議会(東近江圏域)において、アドバイザーよりいただいた意見※1を踏まえ、県内各市町の浸水深0.5m以上(床上浸水)※2の要配慮者利用施設を調査。
調査方法:県防災危機管理局、流域政策局(流域治水政策室、砂防室)が連名で、県内19市町に依頼文を発出し、各市町から回答いただいた。
(参考)令和5年度は浸水深3m以上(2階床面浸水)※2、土砂災害警戒区域等(イエロー、レッド)の要配慮者利用施設を調査。
⇒該当施設(土砂はレッドゾーンのみ)で避難確保計画の作成が概ね完了。

※1 施設がどこまでリスクに応じた対策ができているか整理し、実際に注力すべき施設の把握が散漫にならないよう注意すべき。
※2 各河川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)または地先の安全度マップ(1/200年確率降雨)

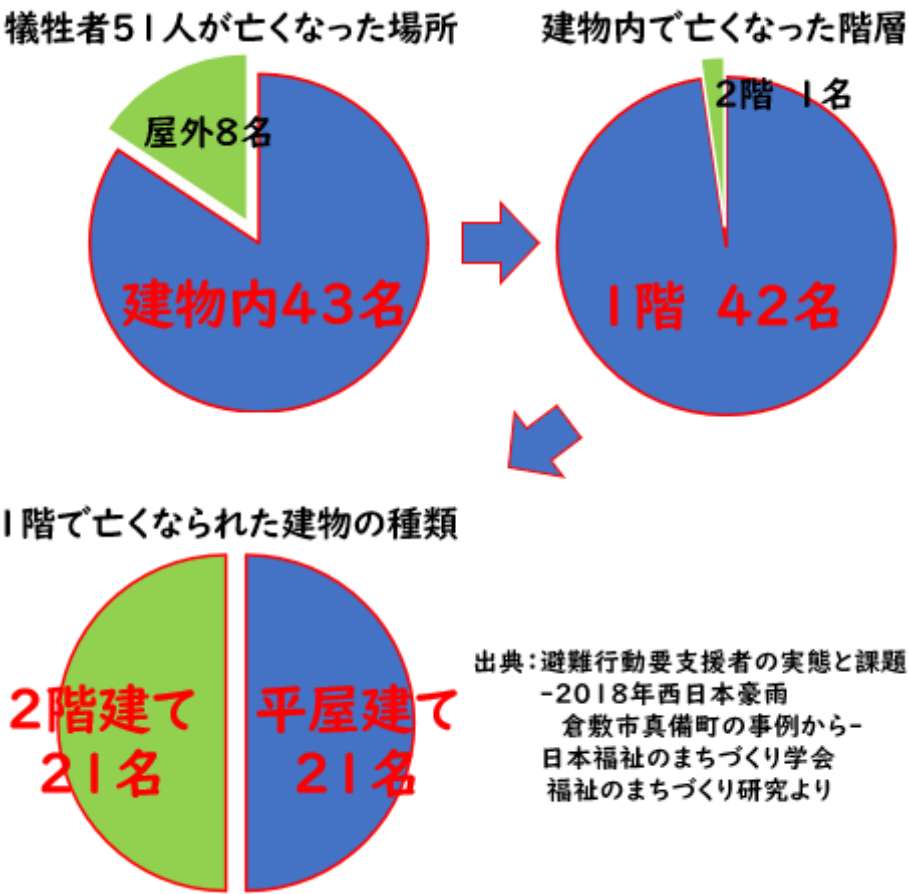
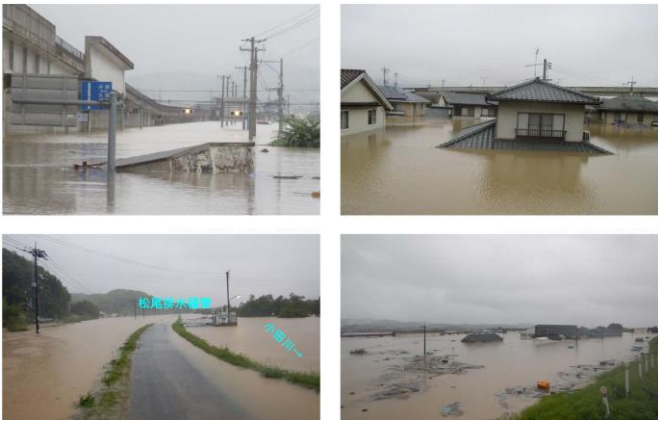
・各市町における支援

日時:令和7年2月10日(月)
内容:彦根市、県流域政策局(流域治水政策室、砂防室)が共同で、同市内の避難確保計画が未作成の施設を対象に、研修会を開催。
⇒彦根市より、避難確保計画作成のポイントについて説明。
⇒県流域政策局より、避難確保計画および避難訓練の制度やその意義について説明。

【彦根市】
勧奨通知の発出、要配慮者利用施設を対象とした防災講習会において周知

・【参考】平成30年7月豪雨（岡山県倉敷市真備町）について

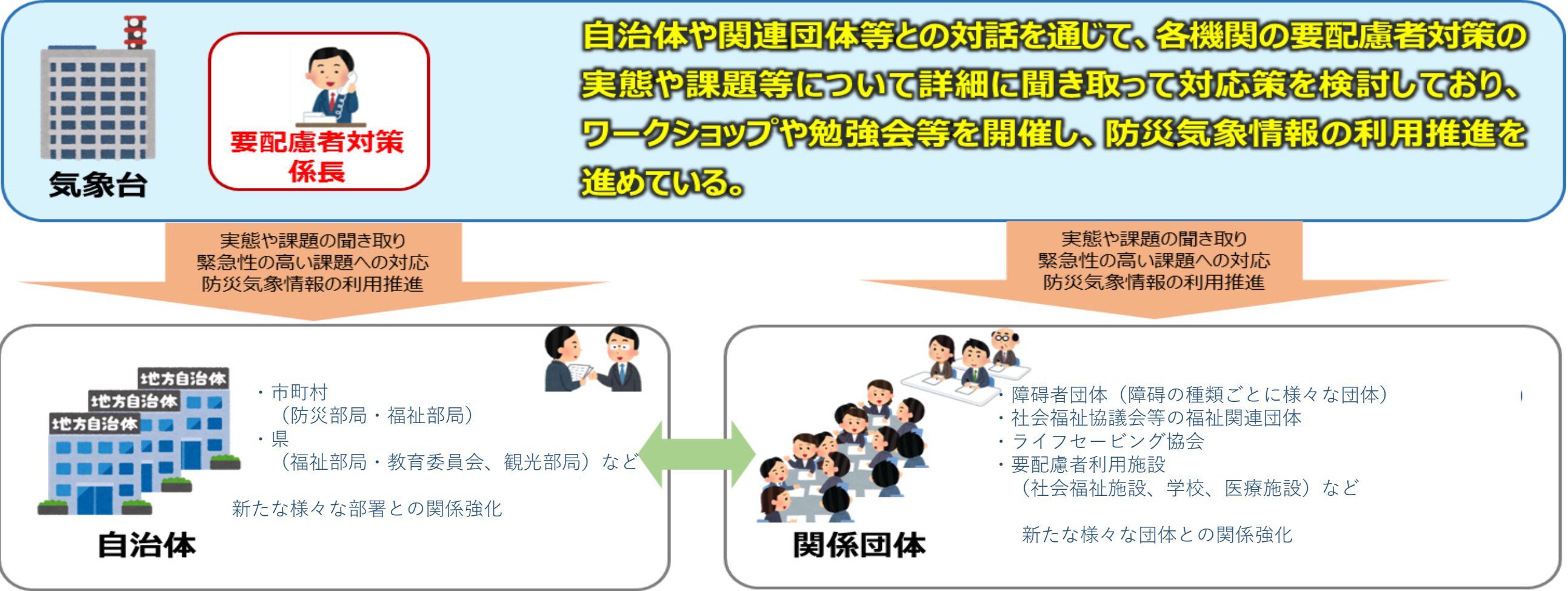
- 【被災状況】
- ・犠牲者の9割が独居の高齢者や高齢者夫婦、体が不自由な方。
 - ・犠牲者51人の内、43名が建物内。
 - ・助かった方の約8割は、家屋は2階建てまたは集合住宅の2階以上に住んでいた。



- 要配慮者利用施設における避難計画の作成支援（当地域に限らず、県内での取組）

取組内容:施設が作成した避難計画や防災計画について、内容を確認し、気象情報の活用方法などについて、助言している。
目的:関係機関との対話を通じ、関係機関が防災気象情報を要配慮者の早期避難に活用できるよう、調査検討や普及啓発等を行う。
内容:災害時に想定される状況を分かりやすく解説することで、関係団体による計画策定を支援する。

関係団体との連携



2. 多機関連携型タイムラインの拡充

取組項目	実施時期	取組機関
・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

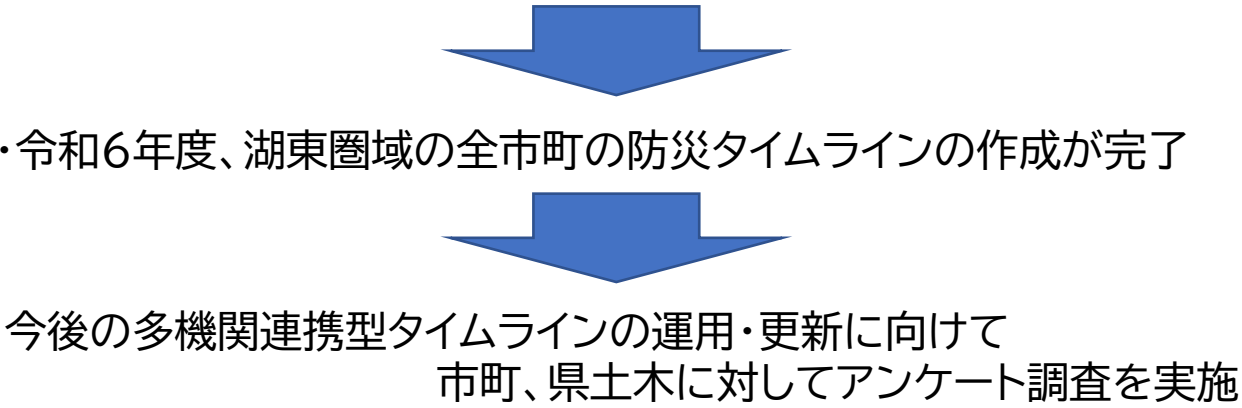
○タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針の目的

防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が取り組む防災行動をまとめたタイムラインを策定し、各地域において防災行動を迅速に実施する等、災害対応力の向上を目指すものである。これにより、被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復等）を図る。

○令和6年度の各市町における取組状況 ※（ ）は、令和5年度の回答

彦根市	◎（◎）
愛荘町	◎（◎）
豊郷町	○（○）
多賀町	○（○）
甲良町	◎（－）
県湖東土木事務所	◎（◎）

- （凡例）
- ◎：多機関連携型タイムライン（「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」に基づくもの）を作成済み
 - ：防災タイムラインを作成済み
 - －：タイムライン未作成



○多機関連携型タイムラインについての各市町へのアンケート結果

・多機関連携型タイムライン策定方針

- 【彦根市】
- ・多機関連携型タイムラインを作成済みである。作成したタイムラインについては、毎年度、水防体制県市連絡調整会議にて滋賀県と共有している。
- 【豊郷町】
- ・町独自のタイムラインは作成しているが、多機関連携型タイムラインは現在作成できておらず令和7年度内には作成予定。
- 【多賀町】
- ・多機関連携型タイムラインの作成に至っていないが、町独自の防災タイムラインを作成している。

・多機関連携型タイムライン運用の課題（R6～）

- 【彦根市】
- ・他機関の動向も踏まえつつ、今後も定期的にタイムラインの見直しを行う必要がある。
- 【愛荘町】
- ・多機関連携型タイムラインを作成済みであるが、運用ができていない状況。
- 【甲良町】
- ・今年度作成したため、現在のところはなし。
- 【湖東土木事務所】
- ・定期的なタイムラインの見直しを行う必要がある。

・多機関連携型タイムラインの作成や今後の進め方についての意見、提案（R6～）

- 【彦根市】
- ・滋賀県が作成するタイムライン（県防災危機管理局、流域政策局、県警等を統合したもの）に各市町のタイムラインを追加する作成方法が効果的と思われる。滋賀県が作成するタイムラインをご提供いただきたい。
- 【湖東土木事務所】
- ・各機関で連携を図れるよう定期的に確認、見直しを行い情報共有を図っていくべき。

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

○多機関連携型タイムラインの例（彦根市）

【彦根市】大規模水害対策タイムライン R6年度版

①多機関連携の記載例・・・彦根警察署と連携
水防法第二十二條(警察官の援助の要求) 2025/4/14

時系列	発生事象		彦根警察署の対応				
	気象情報	河川・砂防情報		配備体制	危機管理課	建設部(道路河川課・建設管理課)	消防本部(団)
6時間前 ～3時間前	特別警報(大雨) 台風滋賀県接近	水防団待機水位超	彦根警察署の対応 彦根警察署現地対策本部の設置 彦根署第二機動隊召集 彦根署「大規模災害等緊急事態発生時の初動対応マニュアル」に基づき行動 自治体への職員の派遣	災害対策本部設置(災対第2配備)係長級以上全職員招集 災害対策本部設置(災対第3配備)全職員招集 氾濫注意水位を超過し、なお上昇のおそれがあるとき、もしくは、水防警戒河川にあつては出動の警報を受けたときは、消防長に対し、水防団の出動を命ずる。	警戒レベル3 高齢者等避難情報発令・避難場所開設・総合配信システム(緊急通報・一般配信)・ホームページ・X(旧ツイッター)・FMひこね・同報系屋外放送・防災アプリ(Yahoo! 防災速報)・車両広報にて発信・県防災情報システムにて報告	SISPADで河川の水位、降水量の確認(適宜) 河川監視カメラ(5河川7台)で状況を把握(適宜) ※確認できない河川については必要によりパトロールを実施 市内監視カメラ(3箇所4台)で状況を把握(適宜) 通報に基づいて現地確認(市道、急傾斜地、水路、河川等) 増水河川に架かる橋梁、浸水した道路(アンダーパス等)については状況により通行止(危機管理課、警察へ連絡) ダム放流通知により現地の状況確認	水防警戒活動の実施 河川状況(湧水等) 車両広報(避難誘導)(団) 車両広報、避難誘導
		氾濫注意水位超過					
		避難判断水位超過					
		氾濫危険水位超過					
		土砂災害警戒情報					
0時間	台風、湖東土木へ最接近	〇〇川堤防決壊		避難場所運営(職員増強・備蓄品の配布) 道路、河川、家屋、人的被害の把握 被害状況の報告(防災情報システム) 被害発生による外部機関要請の判断 応援協定先との調整			災害発生時の対応 災対本部への報告 ※必要に応じて応援要請 ↓ ※受援体制の確立

②多機関連携の記載例・・・滋賀県と連携
水防法第十二條(水位の通報及び公表)
第十三條(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

参考：高島市タイムライン

防災タイムライン(令和5年度版)

6

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

○防災タイムラインの例（他圏域）

河川水位、ダム情報について記載

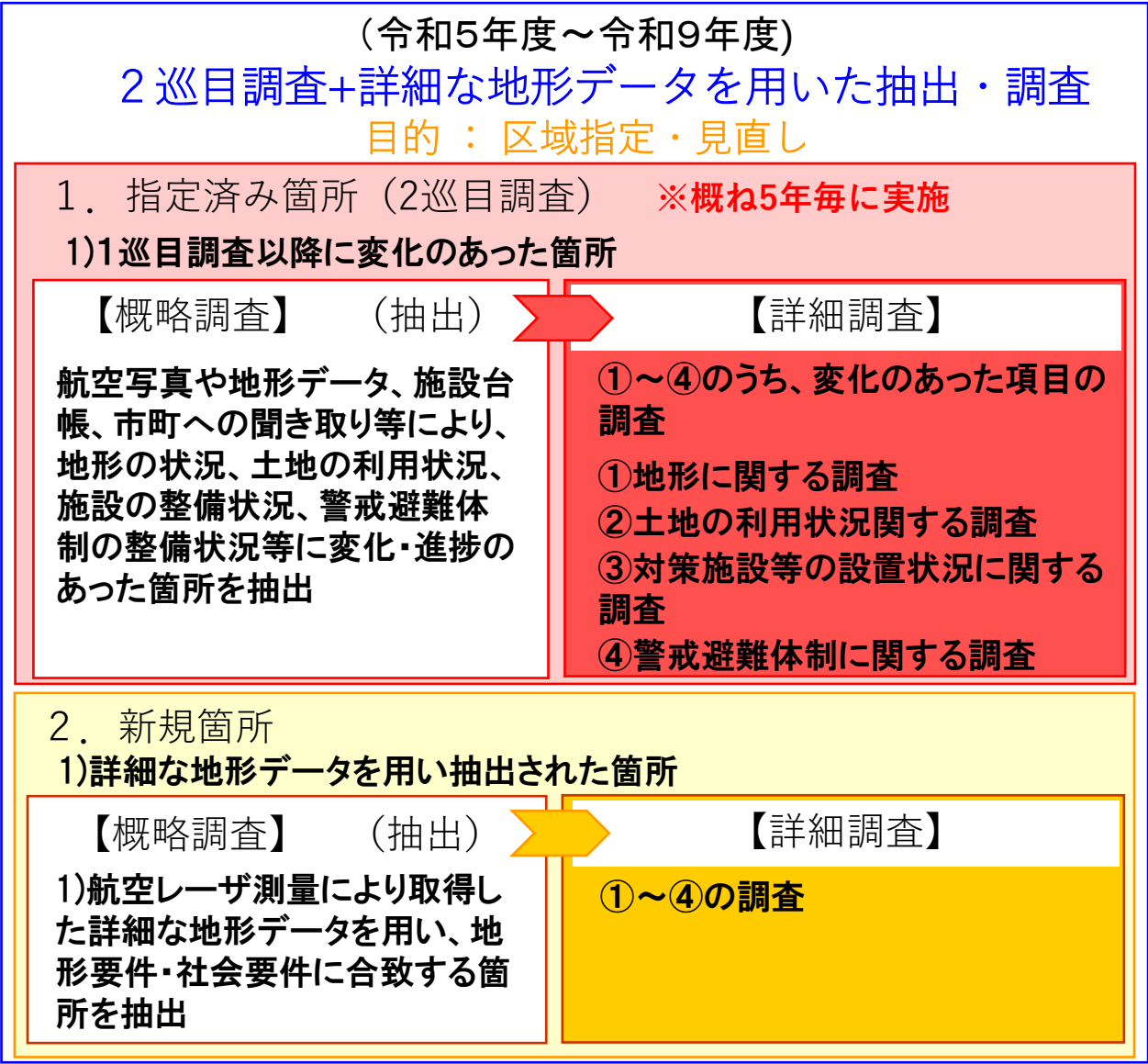
参考：竜王町タイムライン

状況	警戒 レベル	気象情報	判断情報				ダム情報	住民がとるべき行動	町の対応
			河川水位	水位センサー (9箇所)	水位レベル	日野川			
台風発生	1	大雨情報 台風情報						・災害への心構えを高める	・今後のタイムラインの確認 ・連絡体制の確認 ・住民への注意喚起
台風接近	2	大雨注意報 洪水注意報	氾濫 注意情報	2.7	1.5				・警戒班(生活安全課・建設計画課)から1名ずつ出動 ・夜間～翌朝早朝に大雨警報(土砂災害)が発表される可能性が高い場合は警戒レベル3を発令する場合もある。
		大雨警報(浸水害)				水位管理ライン超過 ※上昇の見込みがあるとき		・高齢者等は避難準備	・総括班、特別警戒班出動 ・救護班の災害警戒本部員は出動し、避難所開設準備
	3	洪水警報	氾濫 警戒情報 (避難判断水位)	3.4 ※上昇の見込みがあるとき			異常洪水時防災操作●時間前	・高齢者等避難開始 ・その他避難準備	・警戒レベル3を発令 ・避難所開設 ・災害警戒本部員出動
		大雨警報(土砂災害)							・洪水警報解除後も警戒レベル3を維持
台風最接近前	4	土砂災害警戒情報	氾濫 危険情報	4.1		水位危険(越水)ライン超過	・異常洪水防災操作1時間前 ・異常洪水防災操作実施	・速やかに避難	・警戒レベル4を発令 ・避難勧告を発令 ・緊急的または重ねて避難を促す場合は、避難指示を発令 ・災害対策本部第1体制、災害対策本部第2体制出動(必要人員は各班で判断)
台風再接近	5	大雨特別警報	氾濫 発生情報 (計画高水位)	6.0				・災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	・警戒レベル5を発令 ・災害応急対応
台風最接近後	4	土砂災害警戒情報	氾濫 危険情報	4.1				・引き続き避難 ・自宅等で垂直避難していた人は避難所に避難	・警戒レベル5を解除、警戒レベル4を発令 ・引き続き避難勧告を発令 ・緊急的または重ねて避難を促す場合は、避難指示を発令 ・災害応急対応
台風遠退く	3	大雨警報(土砂災害)	氾濫 警戒情報 (避難判断水位)	3.4 ※上昇の見込みがあるとき				・引き続き避難 ・自宅等で垂直避難していた人は避難所に避難	・警戒レベル4を解除、警戒レベル3を発令 ・洪水警報解除後も避難所開設 ・洪水警報解除後も災害警戒本部設置(必要最低限の人員) ・災害応急対応 ・その他は解散
	2	大雨注意報	氾濫 注意情報	2.7	1.5	水位管理ラインより低下		・避難所退去	・警戒レベル3を解除 ・避難所閉鎖 ・災害応急対応(警戒第2号体制の中から必要最低限の人員) ・その他は解散
	1							・危険箇所に注意しながら被害確認	

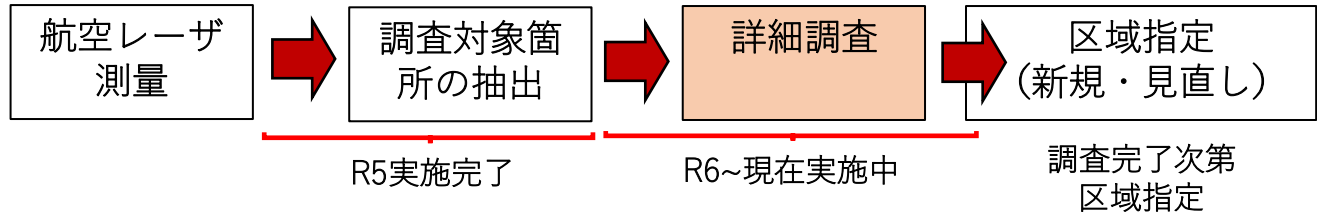
湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

3. 土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する	引き続き実施	滋賀県



基礎調査・区域指定の流れ



※R6年度は区域設定業務を契約し、現在も継続して詳細調査を実施している

滋賀県 流域政策局

4. 土砂災害リスクの現地表示

取組項目	実施時期	取組機関
・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	引き続き実施	滋賀県

令和6年度に実施した看板設置の意向確認結果をもとに看板整備計画を作成し設置を進める。

大型標識（例）

電柱添架型標識（例）



5. 防災教育の促進

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県

令和6年度は6月1日から9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施した。小中学校あわせ24校から絵画155点、作文71点の応募があった。

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

6. 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

滋賀県 流域政策局

取組項目	実施時期	取組機関
・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため水位計やCCTVカメラの情報を提供(配信)	引き続き実施	滋賀県



https://shiga-bousai.jp/ccwl/ccwl_list.php?

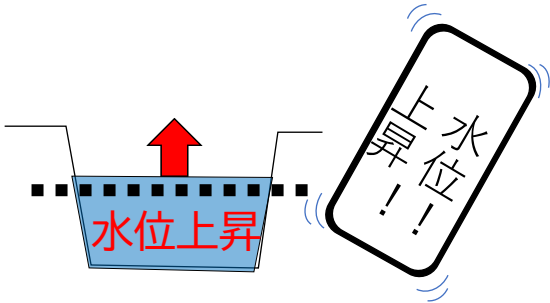
令和2年から現在まで、危機管理型水位計を県内21箇所に設置。
「川の防災情報」(国土交通省)でのみ水位を確認可能だったが、昨年度のシステム改修により
『滋賀県土木防災情報システム』で確認できるようになりました。

●危機管理型水位計とは？

- ・洪水時の観測に特化した水位計。
- ・10分ごとに水位を観測し、一定の水位を越えている場合にのみ水位情報を送信することで維持コストを抑えている。
- ・シンプルな機器構成で、設置のコストや手間を大幅に低減。
- ・主に住民の避難を支援する目的で、比較的小さい河川や市街地内の水路に設置するもの。



令和7年度は須田川(東近江市きぬがさ町)に1箇所設置予定です。



また、しらがLINE・メールでも
危機管理型水位計の水位情報を受信可能！

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

7. ダム等の洪水調節機能の向上・確保

取組項目	実施時期	取組機関
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う。 運用面での治水効果向上、施設改築による治水効果向上	順次実施	滋賀県

○既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流）の運用

【事前放流とは】

- ・計画規模を上回る洪水が予測される時（最大3日前）に、事前にダムから放流し貯水位を下げ、洪水被害の防止・軽減を図る取り組み
- ・事前放流実施の目安となる基準降雨量はダム毎に設定

【ダム放流情報の周知 ⇒ 『滋賀県土木防災情報システム』で配信】

市町担当者の皆様：情報をシステム画面にてご確認願います

※ システムからFAXやメールの送信も可能(システム使用不可の部署など)

住民の皆様：システムの総括情報画面に放流通知を掲示

【令和6年度の取組】

- ・ダム流入予測機能を、気象庁高解像度予測データに対応すべく改良

【通知13】 1 / 2ページ

〇〇ダム 事前放流開始

令和07年05月08日 11時00分
滋賀県
〇〇ダム管理事務所
TEL: 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

甲賀市 危機管理課
甲賀市 上水道課、企業庁 計画管理室
甲賀警察署 警備課、甲賀広域行政組合消防本部
野洲川土地改良区 工務課
流域政策局 水源地域対策室、甲賀土木事務所 河川砂防課

＜ダム操作に関する通知＞
■これは訓練です■
淀川水系 野洲川 〇〇ダム（〇〇 だむ）〔滋賀県甲賀市〕の上流域で、台風0号のため、5月8日9時から5月9日9時までの24時間で、700mmの降雨が予想されています。このため、〇〇ダムでは洪水調節（防災操作）に活用する空容量を確保するため、5月8日11時00分から事前放流を実施しました。
空容量確保のための追加放流により甲賀市水口町柏貴付近で、水位が現在より約0.3m上昇の見込みです！
・ダムの貯水位を、標高287.03mまで低下させるため、約160万m³（予定）を放流します。
・放流量は、毎秒あたり6.2m³（空容量確保のための追加量）です。なお最大放流量は、毎秒あたり24.0m³です。 送信者: 〇〇ダム管理事務所

警戒レベル2相当 ・ダム下流の河川で水量が増加

【ダム情報】
現在時刻: 05月08日 10時50分
流入量: 4.3 m³/s
(1時間前と比較: 約 0.0 m³/s 変化なし)
ダム貯水位: EL. 292.03 m
(1時間前と比較: 約 0.01 m 低下)
貯水率(有効容量): 約 36 %
(1時間前と比較: 約 1 % 低下)
放流量: 3.8 m³/s
(1時間前と比較: 約 0.4 m³/s 減少)

※ダム情報のホームページ 滋賀県土木防災情報システム <https://shiga-bousai.jp/>

対象ダム名		事前放流	
		基準降雨量(mm/24h)	
		R2当初	現行 (R6改訂)
土 木	余呉湖	251	165
	日野川	592	377
	石田川	285	260
	宇曽川	545	512
	青 土	654	538
農 水	姉 川	815	431.9
	犬上川	385	385
	野洲川	654	538
	永源寺	502	502
	蔵 王	592	377

☆関連情報 ～異常洪水時防災操作（緊急放流）～

『異常洪水時防災操作』とは、防災操作を実施中、さらに異常な大雨により貯水池が満水に近づいた時に、ダムへの流入量と同量を上限に、ダム放流量を徐々に増やす操作を指します。

これにより、下流では氾濫の危険があることから、県においては巡視活動や警報装置サイレン音による注意喚起を行います。

市町担当者様におかれましては、避難情報発表のご検討をお願いいたします。

※異常洪水時防災操作の実施に際しては「ホットライン」により、市町長あて情報共有を行います。
(放流開始概ね3時間前・1時間前・放流開始時)

情報伝達確認状況一覧

確認処理を！

情報伝達確認状況一覧

市町担当者

ダム放流通知

住民

滋賀県 土木防災情報システム (インターネット版)

8. 水害・土砂災害危険性の周知

取組項目	実施時期	取組機関
・愛知川における避難情報の発令に関する情報共有を実施する	引き続き実施	彦根市 愛荘町 滋賀県

(1) 愛知川沿川防災情報WGの設置目的

愛知川については東近江圏域と湖東圏域の境を流れており、大雨の時の避難勧告等の発令について左岸右岸の市町で発令タイミングに差があったこと、また上流に永源寺ダムを抱えていることから、これらに関する情報を沿川の3市町(東近江市、彦根市、愛荘町)で共有したいとの声があり、平成27年度に設立した圏域を超えたWGである。

また、当WGは、それぞれが主体となって実施するWGであり、下記のタイミングで実施することとしている。

- ・顔合せ、防災情報の共有を図るため、毎年度初めに開催
- ・協議したいこと、情報共有したいこと等が出てきた際に開催



愛知川と流域市町の位置関係

(3) 令和6年度 愛知川沿川防災情報WGの概要

件名	目的	日時・場所	出席者	議事
令和6年度 第1回 調整会議	年度初めの顔合せを行うとともに、 防災情報を共有する。	令和6年5月13日 13:30～14:30 WEB会議形式	【市町】 彦根市、東近江市、愛荘町 【滋賀県】 耕地課、永源寺ダム管理支所、 流域治水政策室、東近江土木事務所、湖東 土木事務所	①昨年度WGの振り返り ②永源寺ダムの概要について ③愛荘町の避難情報発令基準の見直し ④その他意見交換

(2) 令和6年度 愛知川沿川防災情報WGの実施

令和6年度は、年度初めに顔合せ、防災情報の共有を図るため、調整会議をWEB会議形式にて実施した。

調整会議では、永源寺ダムの概要や愛荘町の避難情報発令基準の見直しについての情報共有および意見交換を行った。

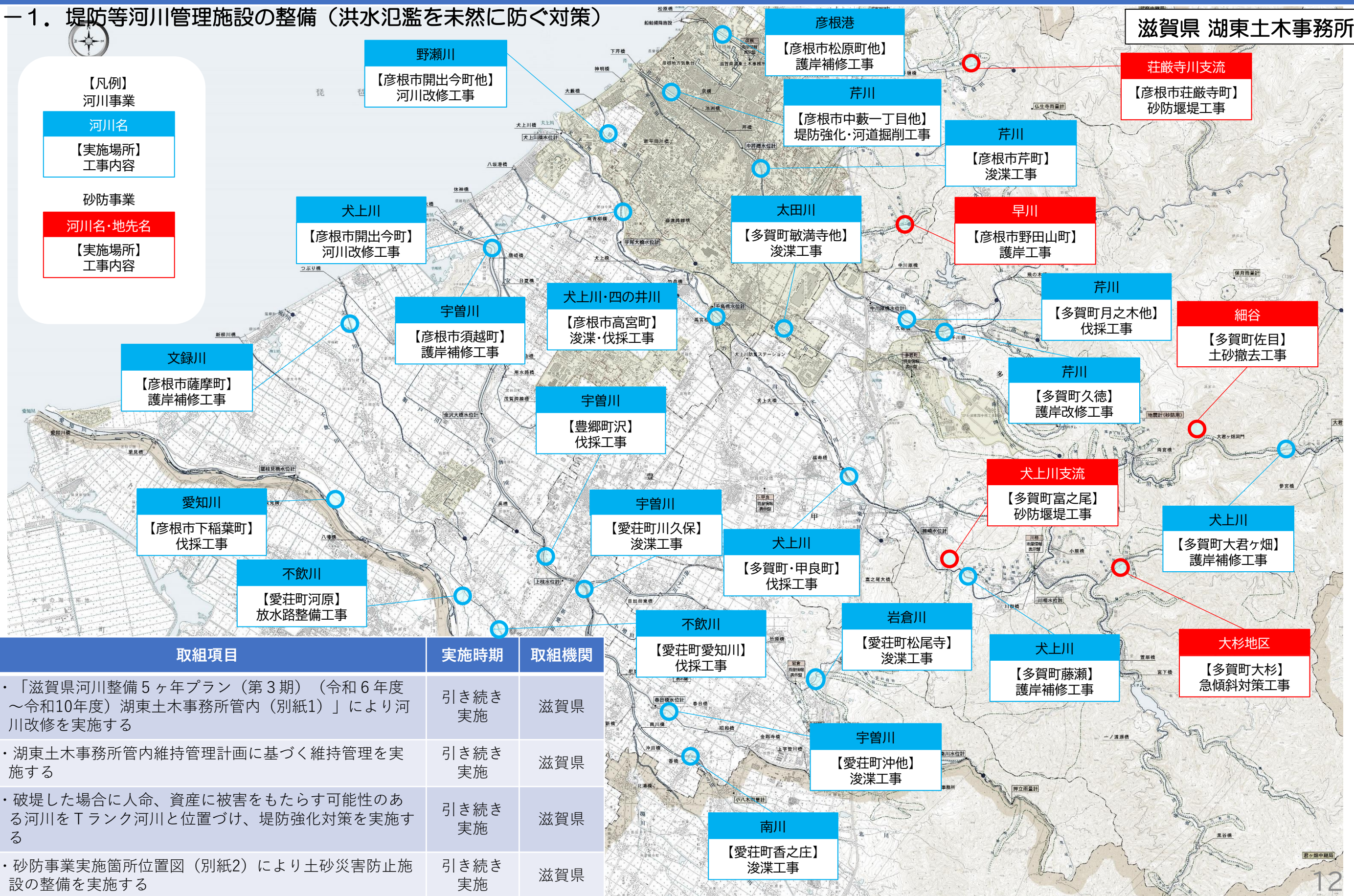


永源寺ダムの概要 (資料2 抜粋)

愛荘町は、令和5年度に避難情報発令基準の見直しを行った。過去の降雨や水位等の流下能力や避難情報の発令状況の精査、また、沿川市(東近江市、彦根市)の避難判断基準等を参考に総合的に勘案し、避難判断基準を見直しされた。その報告および情報共有を、令和6年度第1回調整会議にて行われた。

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度 of 取組報告

9-1. 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）

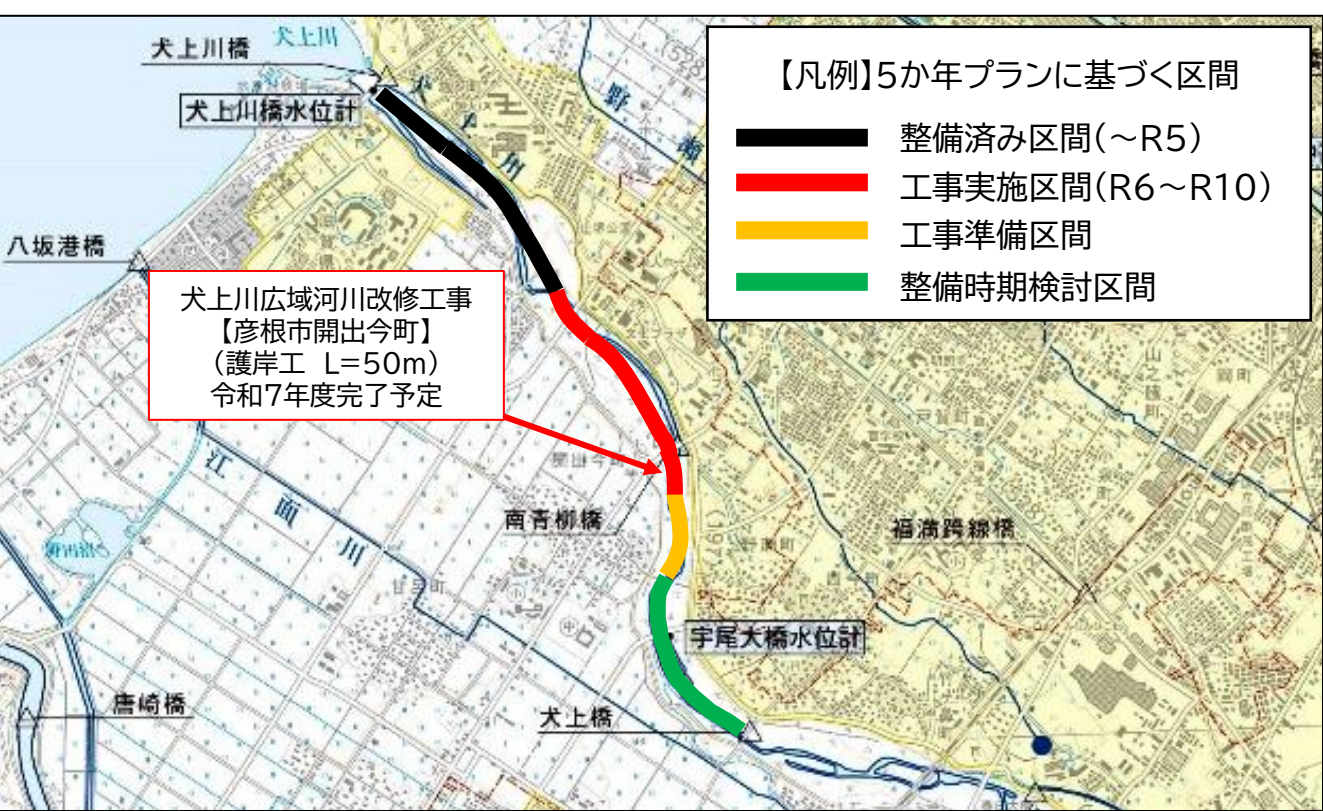


湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

9-2. 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）

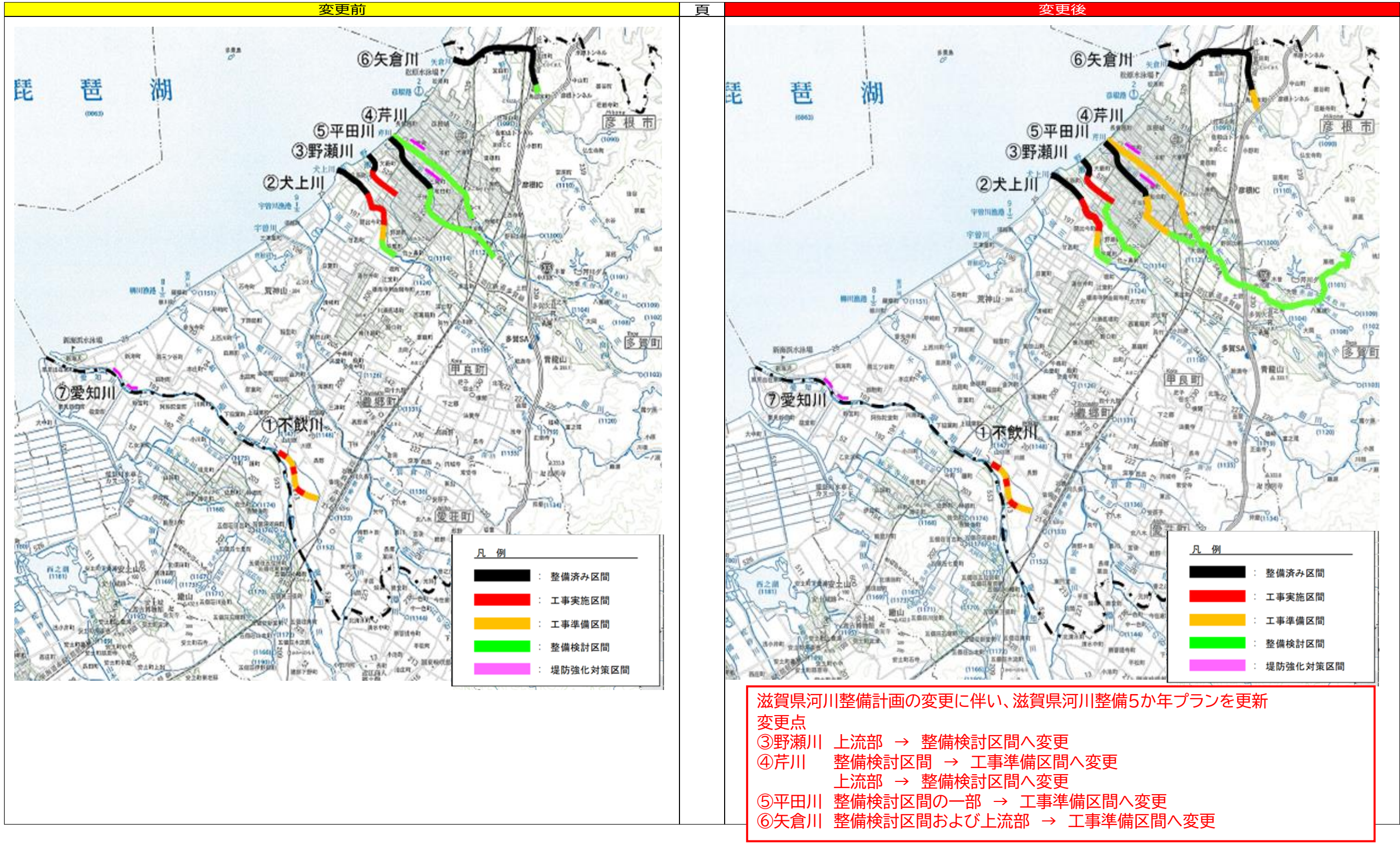
滋賀県 湖東土木事務所

取組項目	実施時期	取組機関	対象事業	令和6年度 実施内容
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	R8.3まで (概成)	滋賀県	①犬上川広域河川改修事業 ②不飲川広域河川改修	①護岸工 L=50m ②放水路整備 L=200m
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	R8.3まで (概成)	滋賀県	①荘厳寺川支流砂防事業 ②大杉地区急傾斜地崩壊対策事業	①砂防堰堤工 2基 ②崩壊土砂防護柵工 L=146m



湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

滋賀県河川整備5か年プラン(第3期)の概要



湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度 of 取組報告

滋賀県 湖東土木事務所

10. 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認

取組項目	実施時期	取組機関
・ 1 級河川における重要水防個所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・ 水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・ 協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

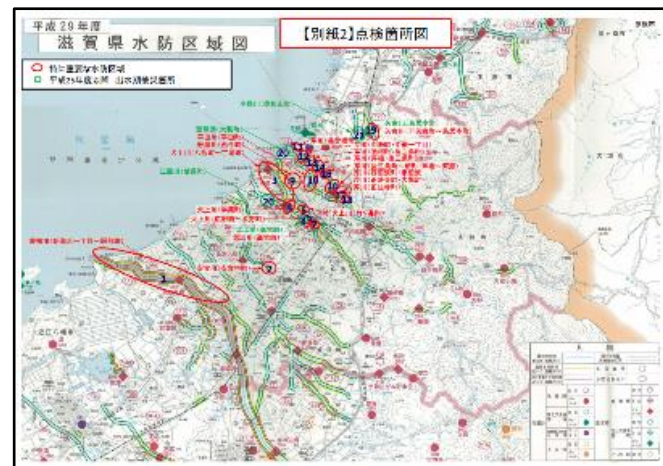
彦根市点検
【令和6年度状況】

- ・野瀬川(彦根市西今町)
- ・芹川(彦根市長曾根町～新町)

※令和4年度より2巡目となる
共同点検を実施しています。

○点検結果および対応状況

河川名	不具合箇所数	対応箇所数
野瀬川	0	0
芹川	0	0



5ヶ年点検計画に基づき
共同点検を実施
全40箇所を5年に一度点検

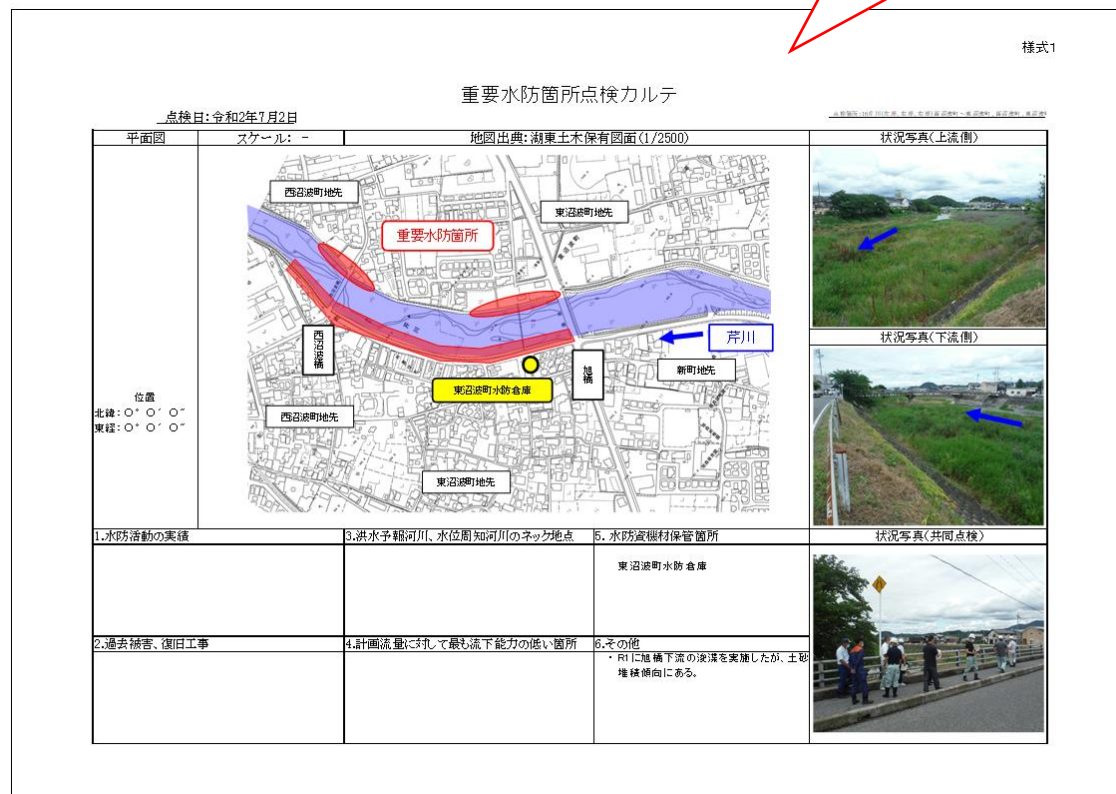
実施後はカルテを作成し、
市町と県で共有



野瀬川(西今町)実施状況



芹川(長曾根町)実施状況



芹川(中藪一丁目)実施状況



芹川(後三条町)実施状況

11. 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	滋賀県

取組内容:マイ・タイムライン作成ツールを活用した出前講座の実施

令和6年度は、日本防災士会滋賀県支部に講座の募集・開催を委託
湖東圏域では、小学校1校で実施(鳥居本小学校)



HPから
ダウンロード可



- 今後の取組:
- ①マイ・タイムラインの作成動画を公開するとともに、講座を行える人材を育成することでより多くの人にマイ・タイムラインの作成をいただけるようにする。
 - ②防災教育を学校の年間事業計画に組み込んでいただけるよう、教育委員会と連携し、指導案(授業計画)のひな型を作成するとともに、教員向けの研修会を行う。
 - ③庁内で連携し、地域の方と協議する場でツールを紹介するなどし、マイタイムライン作成を推進する。

12. 被害軽減のための取組

水防体制に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する(組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容:①地区防災計画策定支援

自治会等における地区防災計画策定にあたり、指導や助言、地域防災活動にかかる支援を行うアドバイザーを派遣する「地区防災計画策定アドバイザー」制度を構築。

令和4・5・6年度でアドバイザー育成研修会を実施。研修を修了された方のうち62名が登録(令和7年3月末時点)。

参考)令和6年度受講者数 34名(内 愛荘町2名 甲良町1名)

今後の取組:
県および防災士等が連携し、計画策定地区の掘り起こしを行い、掘り起こした地区から要請があれば、防災士や地区防災計画策定アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。

取組内容:②個別避難計画策定支援

令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になった。県では、個別避難計画作成のための防災と保健・福祉の連携モデル『滋賀モデル』を構築。

令和6年度は、地域や当事者、福祉専門職をつなぐインクルージョン・マネージャー研修会や、取組が進んでいない市町の課題等を聞き取り、助言などを行う伴走支援を行った。



今後の取組:
引き続き、インクルージョンマネージャー養成研修会の実施や、作成された計画に基づいた訓練支援を行い、実効性の確保に努める。

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

1 3. 各機関の取組報告

彦根市

(1) 被害軽減の取組 (水害・土砂災害に関する広報の充実)

取組項目	実施時期	取組機関
・ 自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県

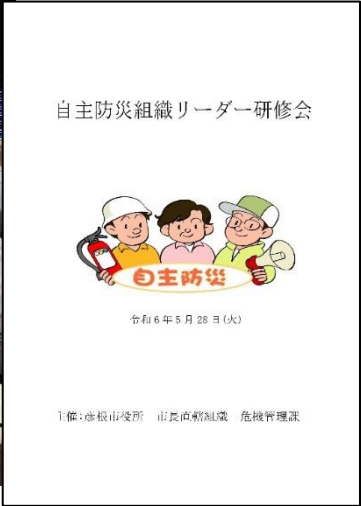
取組内容①：自主防災組織リーダー研修会の実施

目 的：自主防災組織において指導的立場にある方を対象として、防災に関する知識、技術の習得を図り、災害発生時に即応できる自主防災組織の育成を促進することにより、地域における防災力の向上を図った。

開催日：令和6年5月28日（火） 場所：彦根市消防本署
参加者数・対象者：56名（自主防災組織の指導的立場の市民）



↑ 研修会の様子



↑ 研修会資料

取組内容②：自主防災組織の体制づくりの支援

目 的：設立直後の自主防災組織に対して、避難体制の検討および土砂災害警戒避難訓練等の支援を行い、防災に関する知識、防災体制の構築を促進することにより、地域における防災力の向上を図った。

開催日：令和6年11月10日（日） 場所：山之脇町自治会館
参加者数・対象者：26名（山之脇町自主防災会）



↑ 避難経路の検討

↑ 避難訓練の様子

○今後の取り組み

引き続き、研修会等を通じて自主防災組織の体制づくりを支援していく。

○今後の取り組み

設立直後の自主防災組織に対して、課題や不安に合わせた支援を実施していく。

湖東圏域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

彦根市

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組 (情報伝達、避難計画等に関する事項)

取組項目	実施時期	取組機関
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 および避難訓練の実施	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容①：避難確保計画未作成の施設を対象とした説明会の実施

目的：避難確保計画の作成を促進し、要配慮者利用施設の防災体制の強化を図るため説明会を実施したもの。

開催日：令和7年2月10日（月） 場所：彦根市役所本庁舎5階

参加者数：16名（26施設）

内容：要配慮者利用施設における避難確保計画および避難訓練について
（滋賀県流域政策局流域治水政策室）

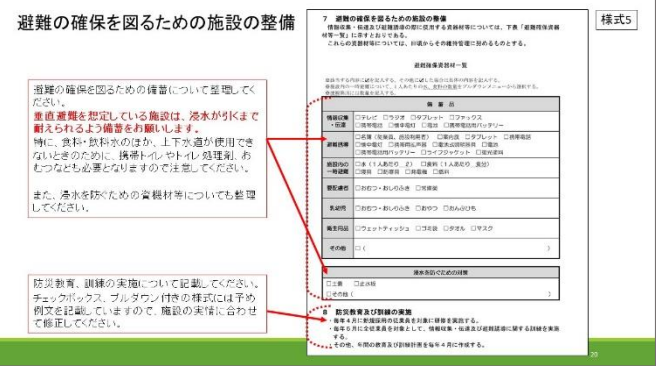
避難確保計画作成のポイント

（彦根市危機管理課）

その他：出欠報告を兼ねたアンケートを実施。
欠席者に対してヒアリング等を実施。



↑説明会の様子

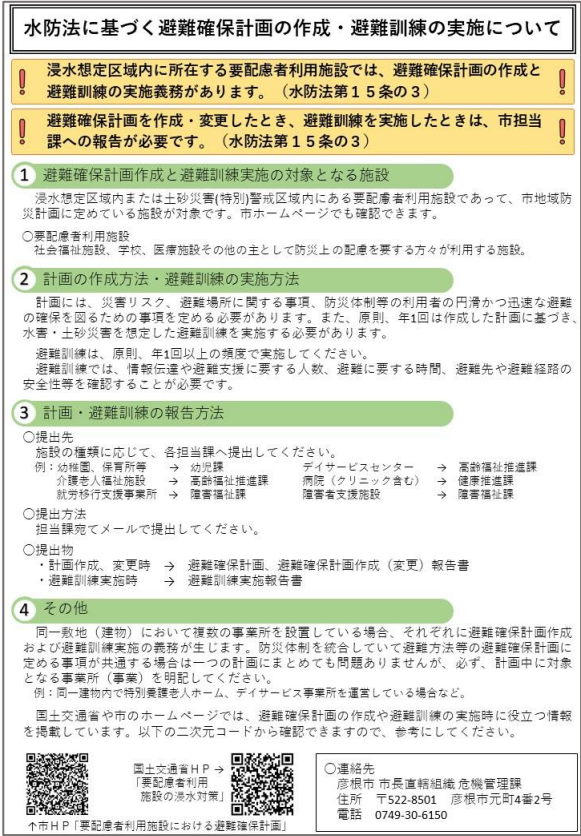


↑説明会資料

取組内容②：チラシ・リーフレットの送付による周知・啓発

目的：説明会の出欠報告を兼ねたアンケートを実施したところ、避難確保計画の作成・変更時に市への報告が必要なことを認識していない事例が散見されたため、要配慮者利用施設に対して水防法および土砂災害防止法の規定に定める施設の義務を周知・啓発したもの。

送付施設数：262施設 送付時期：令和7年3月



↑チラシ（彦根市）



↑リーフレット（国土交通省）

○今後の取り組み
引き続き、要配慮者利用施設への周知・啓発を進め、避難確保計画未作成の施設を中心に支援を実施していく。

愛荘町

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容：自治会、学校、幼稚園等における防災出前講座の実施

目的：地域防災力（共助）の強化、自助の強化

内容：自助・共助・公助の位置づけや、地域における防災の取組事例等を説明。また、地域のリスクや備え等について周知することで、防災に対する意識の向上と対策の推進を図る。

自治会等：17団体

学校等：中学校（1年生）、小学校（4年生）、幼稚園（年長～年少）各1回

その他：子ども食堂 1回

上記とは別に、要配慮者利用施設からの依頼により、施設職員に対して出前講座を実施。

要配慮者利用施設：1施設（水害リスクの説明と、避難訓練について説明）

(2) 被害軽減の取組

水害・土砂災害に関する広報の充実

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立ち上げサポート等）	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容：地区防災計画作成支援

目的：地域の実態に合った地区防災計画を作成し、防災減災を図る

内容：滋賀県が実施する地区防災計画策定支援事業に、当町の2自治会が応募・採択され、県と協力して地区防災計画の作成を支援。うち、1自治会は、計画作成に合わせて自主防災組織を立ち上げる。